

平成27年度 第1回 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 会議録要旨

日 時 : 平成27年6月3日(水) 午前10時から正午12時まで
場 所 : 宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

司会

定刻になりました。ただ今より平成27年度宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、商工経営支援課長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

※佐々木課長より開会のあいさつ

司会

それでは議事に入ります前に、平成27年度最初の審議会となりますので、改めて本日出席の委員の皆様について紹介させていただきます。

※名簿にもとづき委員の紹介

司会

また、在席しております事務局の県職員につきましてはお手元の名簿の通りでございますので省略させていただきます。本日出席しております委員は4名となっており、宮城県特定大規模集客施設の立地誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例第26条第2項の規定によりまして、定足数に達しておりますので会議は成立していることを報告いたします。それでは、ここからの議事進行につきましては山田会長よろしくお願い致します。

2 条例の概要説明

山田会長

それでは議事に入ります前に、今年度最初の審議会となりますので、条例の概要や審議会の役割につきまして、改めて事務局から説明いただきたいと思います。

※資料1、資料2に基づき条例の概要と審議会の掌握事項について事務局より説明

山田会長

今説明いただいた事項について質問はありませんか。では私から1つよろしいですか。

この誘導地域の指定についてはまだ例がないという事ですが、この発議はどのように行われるのでしょうか。

事務局

制度上定められていますが、未だに例がありません。

山田会長

前回の審議会でも指摘がありましたが、条例の制定した当時と現在とでは状況が違っていると思います。ですので（誘導地域の指定）手続きが必要になってくるのではないかなと思いますので、そこはきちんと把握しておいてほしいことと、（誘導地域を指定する）制度の活用を検討していただきたいです。制定から5年以上経っていますので、その辺を現状に合うようにしていただければなと思います。

事務局

わかりました

山田会長

それでは他に質問はないでしょうか。

3 議事

(1) 届出概要の説明と質疑応答

山田会長

それでは議題に入りたいと思います。お手元の次第にあります（仮称）ヨークタウン登米中田の届出概要と県の意見案について。まず、届出の概要については事務局から説明していただきたいと思います。概要説明については設置者の方も同席していただきます。それでは、概要の説明をお願いします

※資料3に基づいて届出の概要を説明

山田会長

それでは、質問のある方はいらっしゃいますか。

千葉委員

都市計画との適合の箇所で登米都市計画マスタープランに適合していることになっているが、都市計画マスタープランは絵として書かれていますか。文章だけのマスタープランになっていますか。

山田会長

要はここがどういう地域として計画されているのか、それは絵になっているのか、それとも文書だけなのか、という質問ですね。

設置者

都市計画のマスタープランについては文章で記載されています。また、非常に粗い図面があります。ただし、具体的にこの場所を特定できるようなスケールのものではありません。

設置者

補足すると、この周辺の地域では、こうしたことをするという囲みがしてあるだけです。

千葉委員

そうですね。文章として手元にマスタープランを持ってきていないので正確にはお話しできないですが、(資料の)図面でご覧いただけるように、すぐ脇には佐沼地域・加賀野地区という大きな住宅地が広がっていますので、そちらの隣接した場所に今回の出店地があるということになっている。

山田会長

それと関連があるかもしれませんが、農振除外の手続きがいつ頃行われていて、その時の解除の理由がお分かりになりますか。今の話と関係するかと思いますが。

設置者

それについては(登米)市役所のほうがよくご存じかと。

事務局

農振除外手続きに関しましては、平成25年に行われていたと聞いております。

山田会長

それは今、周辺が住宅地であるという事と、需要がかなり変化してきているという都市化に基づくものですか。

事務局

詳細な理由についてはどのようになっているかこちらでは把握していません。

山田会長

そこは少し整理した方がいいと思います。他には。

千葉委員

コンパクトな町づくりという観点から望ましいか望ましくないかと言えば、望ましくないと思う。近くに住宅地があると設置者側では言うが、当然その周辺だけが集客対象ではないし、(集客範囲が) 1キロを超えれば、これは自家用車以外に(来客手段は) 想定されないとと思う。そうすると市役所の前の既存店と集客範囲が一致する。一応、住民との話し合いの中では影響があるのではという指摘もあるが、実際の見通しはどうか。あるいは実際問題として、バス停があるとか自転車を使用すると言われる一方で、これだけの駐車場を想定しているという事は、現実にはどれだけの集客範囲を想定しているのか。既存店との関係も含めて、その辺をもう一度確認したい。

設置者

コンパクトなまちづくりの観点からしてどうか、というお話だったと思いますが、届出書にも記載しているとおり、コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向には適合していると私もでは考えている。届出書にも記載していますが登米市は合併市町村であり、今回は旧中田町に出店する予定です。旧中田町にはショッピングセンター的なものが非常に少なく、隣接する佐沼地域に皆さんが買い物に行くため、地元購買率が非常に低いということが分かっています。

ですから旧中田町に出店をする事で、かなり遠方から佐沼までわざわざ買い物していた方々を旧中田町の中で買い物ができるようにしようというものです。登米市全体からすれば中心雇用地の佐沼だけが中心市街地と考えられますが、旧中田町という昔の町の中心でコンパクトな街を作っていきたい、だから今回の届出は適合している、という考え方で進めています。

佐沼の方にあります既存店舗については、住民説明会でもお話をさせていただいておりますが、そのまま営業を続けていくものと考えております。

千葉委員

聞いた事に対してあまりお答えいただけていないのですが、今現在は佐沼のところにある既存店にお客さんが来ているというのが実態ですし、現実には佐沼地域には他にもイオンのような商業的な機能が集まっているということですね。そういう意味ではここがひとつの商業集積地になっているわけですがけれども、それをまた別の所に作るということは、その地域にとってはコンパクトかもしれないが登米全体からみた場合には拡散なわけですよ。これはヨークベニマルさんの問題ではなく、登米市としてどういう風に街づくりをしようとしているのかということの問題ですがけれども、ヨークベニマルさんとしてみた場合には、明らかに今まで広い範囲から既存店舗からお客さんが来ていたのをこっちの方からもお客さんをとる

わけですから、お客さんが分散するわけですよ。今の意思として営業を続けたいと希望としては理解できるのですが、続けられる根拠があるのか、こんなことを聞かれてもわからないとは思いますが、お客さんの数は変わらないのにお店の数は増える、両方を本当にやれるのですか。というのを確認しておかないと、市役所の前の店舗はやれなくなりました。うちの店舗は続けます、新しいところはやりますというのであれば、登米市にとってみても単に商業施設の機能の分散になるだけだから、コンパクトなまちづくりというのとは違う話になってしまう。その辺の見通しを教えてください。

設置者

うちの既存店、佐沼店と呼んでおりますけれども、来店客調査を行っていて、年に2回ほどお客様が何処からきているのかという調査をしています。そういった中で今回の計画地の中田でございますが、そこからはほとんどお客さんは来られていないのが現状なんです。ですから、お話があったとおり、既存店は既存店として残し、また新たにスーパーがほとんどない中田にそういう計画を作りました。逆に来店客調査を行った時に中田からもお客さんが来ているのであれば、こちらの閉店も考えますが、そういった実績といたしますか、調査結果だったものですから今回の場合はそういった形で両方やるといった形で社内では進めております。

届出者

今の佐沼店の方ですが、ほとんど食品のお店が中心で、お店の性格上1キロ、遠くても2キロの方々が買いにいらっしゃるという事からすると、今回お店とお店の間で距離が3キロ以上離れていて、間には川もあり、立地条件も特に道路の関係もありますので、今回の地区からお客さんが来ていないという事であれば成り立つのではないかと。

説明が抜けていましたが、バス停が国道までの入り口にあるのということでしたが、こちらの方は移転されておまして、バス停の位置はこの位置の南西側の方の点よりさらに左側中心の方にバス停は移動されております。ですので、今回の出入り口付近にはバス停はない状態であります。

17ページの図面をみますとバス停がございますが、左側の方の交差点、信号の絵がかいてあるところよりも左側。はんだ商店のあるところよりもさらに左側の方にあります。

千葉委員

その駐車場に関して伺いたいんですけれども、交差点のところから17ページでいいましたら、左下の方から来たところの交差点を乗り越してのところに、結局、出入り口があるわけですよ。さらにはバス停が近くにあると。ここだけではないんですけれど、ヨークタウンが高速のところにあると、交差点のところに出入り口があつて渋滞とか事故が危ないというところは結構あるんですね。要は信号が青になってパーッと出て行って左折する車がブレ

一キをかけるということがあるので、それを考えたときに18ページなんですけれども、出入口1というところをこれだけ駐車場があるから先ほど歩いてこれるのもなかなか難しいのかなと思いつながらみているのですが、これもうちちょっと上の方のところにもっていくのは何か不都合があるんですか。

設置者

こちらは国道の方と協議してまして、18ページの図面で言いますと上の方からいらっしゃるお客様のために右折レーンを計画しておりまして、その右折レーンを設置する関係上、出入口を図面でいう右下側にとすることに・・・。

千葉委員

どこの関係上というのがよくわからないのですが、右折をもっと北側に持っていくのはできないんですか。

設置者

道路を拡幅するのに他の方の土地を購入して広げるというようになってしまうので、費用負担になってしまうのは厳しいかなと。

山田会長

それは、国道側の問題ですか。

徳永委員

いや、出店者側の問題。費用負担が出店者側になりますから。

千葉委員

私はだから少しでも上の方に持ってくると、先ほど言ったようなことを避けられるのではないかと思うのですが、それが具体的にどのような問題になるのかよくわからないんですけれども。

設置者

要するに土地を買えるか買えないかの問題になると思うんですけれども。

現状で言いますと、今お話にありました交差点から入り口の50メートルくらい離れている。

そちらの方で県警さんから交通規制がかかるという中で、交通の処理計画をさばききれるかどうか、この点からいうと、右折レーンの長さというような検討しながら協議させていただいている中では、50メートル離れているというのに関して、問題ないのではないかと。

千葉委員

交通関係だと徳永先生の方がお詳しいと思うのですが、だから、県警で判断するのと、お店側でお客様の対応をどういうふうに優しくするのかというのはまた別の問題だと思いますんで、私は上に持って行ってもらった方が安心かなというふうに思いますが。

徳永委員

今のお話なんですけど、確かに交通処理上は千葉先生がおっしゃっていたんですが、それをやるには、結局、東隣の土地を全部買っていただかないといけない。買ったうえで拡張用地を購入していただくということになりますけど、そこまでは一つの会社に求めるのは酷なんだろうということ、県警とも話を進んでいるのかなと思っているんですけども。

交通の話は大店立地の方でさせていただけるのかなというふうには思っているんですけど、ただ、協議のタイミングの問題がありますので、早めにいれるところはいって、検討できるところは検討しておいてもらった方がいいのかなということで申し上げますけれども、そういう意味ではバス停なんですけど、このまちづくり条例の意義からすると、やはりバス停と連携した形で店舗を計画やっていただきたいというところがあるので、今の話だとせっかくのバス停が遠くにいつてしまっているということなんですけど、でも、これができることによってこっちに戻した方が、利用者にとってはよりアクセスしやすいまちになるのではないかなという気がするんですけども。その辺りの見通しを教えてくださいたいのと、今、西側にずれたというのが、この辺、産直市場ありましたよね。

実はあそこが買い物場になっているんですよ。地域の。そのの利用者のためにあそこバス停があって活用されているという現実はあるんで、今度こちらにも産直品をもってくる施設を作るという話ですから、こっちだと競合といった問題も出てくると思うんですけど、この辺で公共交通を使って利用されている方もいると考えると、より積極的にバス停を取り込んだ感じで、待合場所も提供していただくというような、そういう努力もしていただくとありがたいなと。

山田会長

全体の方のご質問だと思うのですが、今のような公共交通機関の利用をご検討された例などないか、という事を聞かせていただけますか。

設置者

バス停につきましては、涌谷店というのがありますけど、そちらの方もやはりヨークベニマルさんとホームセンターさんと組みあわせの、そちらのほうは地域、施設の中駐車場の一部を利用しまして宮城交通さんがバス停を設けていただいております。

そこは敷地内にバスが入ってきてそこでバスが乗り降りできる。今回もそのような計画は

考えておりました、宮城交通さんの方にご相談をしているところです。簡単にはいかないの
で、施設の中ですので実際に協議していただくことになると思うんですが、そういうお願い
はしていくと。

山田会長

そういった点、もう少しご検討推進していただいてもよいのではないかとということです。

徳永委員

それともうひとつ、先ほどの千葉先生に関連してなんですが、現在の佐沼店の店舗面積と
駐車場の台数について教えていただけますか。

何を聞きたいかという、要は、先ほど現在あまり中田からはこられていないということ
なんですが、それが店舗面積の問題であったり、駐車場の広さの問題であったりとかで、車
では来にくい店舗かもしれません。で、そこに今度、駐車場が十分にあるお店である、なお
かつ、ホームセンターも併設されているということは、逆に、佐沼にいる人たちがそっちに
行ってしまう可能性がある。高くなると先ほど千葉先生がいわれた従来の店舗の撤退の問題
も懸念されないわけでもないという心配があるんですけど、そういう意味でほぼ同じくらい
の規模の駐車場があるということであれば、その心配はないということになる。

設置者

佐沼店の場合です、全面駐車場と屋上駐車場があるものですから、だから、土地自体
はそんなに広くはないですが、屋上駐車場をつけたことによって・・・駐車場には240、
250台。

店舗面積に関しては、（登米の）ヨークベニマルさんは2000㎡くらいですけれども、佐
沼店は2400か2500㎡はあったかと

設置者

店舗面積的にはほぼ同じ。

山田会長

ヨークベニマルさんとしては、逆に言うと佐沼店より小さいと。

食品ですので、買い物されると思うんですよ、遠くからはお車とか。

加藤委員

地域貢献活動についてですね、基本的には是非、概要に書いてある、交通誘導員の配置。

交通対策、12ページ。やはり駐車場はここから、車でここまでくること前提として、高
齢者の方も結構多いと思いますので、先ほどの住民説明会の中で安全対策で常時、出入り口

で、最初やるけどあとはやらないような感じで書いてありましたが、十分配慮して交通整備の直接の配慮がかいてありますのでその辺をしっかりと事故のないように、また、先ほど千葉先生が交通渋滞が激しくなる可能性が十分ありますから、その辺のところの誘導體制をしっかりと申し上げたいと思っていますし、やはり、我々に地域貢献活動は大事だと思いますので、大型店の出店は地域を大幅に商業環境、営業環境が変わる可能性が強いと思いますので、やはり地域にあってからこそ大型店があると思いますので、該当地域貢献活動をやっていただければと思います。

なかなかしっかりと大型店の方々が地域の貢献活動をやっているかどうかの確認をさせる、商工会から言わせてもらおうと、やっていかなきゃないという状況になっていますが、なかなか活動内容をみていると、少しあいまいな書き方もしていますけれども、具体的にしっかりとやると書いてありますのでやっていただければいいのかなあと。その辺をよろしく願いいたします。

設置者

うちの既存店も地域貢献活動の対象となる店舗で7店舗ございますので。

ですから、今の交通処理についてもですね、うちの、特にお客さんが来る123の市とか、必ず誘導員を設置しておりますので、ですからその辺の地域のお客様の声に対しては、極力貢献しながらこの地域活動に貢献していきたいなというふうに考えております。

加藤委員

ありがとうございました。

千葉委員

しつこくて申し訳ないのですが、18ページところを見させていただきますと、買収の問題なんかは私よくわからないんですけども、出入り口をもうちょっと上の方に持つていくのは何故できないのか、ちょっと教えていただければありがたい。

18ページの絵でいきますと、出入り口1というところ右側の数字に12メートルとありますが、これが出入口の部分となります。ここから上の部分30メートルというのが、この部分が右折レーンとして車がたまる部分になります。で、ここでの30メートル、これは本来の二車線から右折レーンを作るためまでに道路を広げるゼブラのところの三角部分、広げる部分になります。細かいことをいいますと。

ということで、これが少しでも上がっていくとその斜めの部分の最後の30メートルというのが、だんだん上に上がってくると、敷地境界の上の角のポイントから30メートルスタートしているのが、その上の隣接者の土地の部分を購入しながら広げていかなければならないというようなこととなります。

設置者

左側ですね。

設置者

すると、隣の敷地の中に入っていく。

千葉委員

右折はダメなものはダメですね。

設置者

そちらの方は国道側の方のお客様が入る時に、現状ではお互い1車線の国道になっていまして、そこから1台、ここの右折レーンを設けなければこの出入り口のところで国道で止まっちゃうとここがずうっと渋滞になってしまう。

もしくは、ここの出入り口、こういう場合だとずうっと交通に影響を及ぼしてしまう、この図面でいうとそれより下の県道との交差点から右折で入る。この場合でも片側車しかございませぬので、1車線とって一台が止まると後ろの車がずっと止まってしまふ。ということ。

千葉委員

その理屈はこの道路でいうならば、下からきて左折するのが全部それにあたるわけですよ。

設置者

左折する場合は、歩行者に注意しながら曲がれば・・・

千葉委員

いや、だから、後ろの車が信号で青になって止まってポッと出て行って危険があるわけですよ。私、一番最初に言ったのはそこなんです。だから信号からできるだけ離れた方が安全じゃないですかといったところが私のお話した一番最初のところなんですけど。右折の問題で、っていうならば右折やめるっていう選択はないのかなあって思ったんですけど。

信号曲がってからぐるっと回ってもらおうと、多分、信号からポンと出て行って危険になるっていうのを避けられますし、まだいいのかなと。

設置者

ですから、東に車の安全を考えるのであれば、千葉先生がおっしゃるとおりですが・・・

徳永委員

右折レーンがない交差点ですので、どう考えても右折の処理能力マックスということになると、西行きの車両が大渋滞を起こすだろうということ、やむを得ない判断で右折レーンが作れるということになると、ここしかないということで協議が進んでいると思うんですけどね。いずれ、ここは県北道ができれば、また交通の流れも変わってくるのでその影響をみていきたいなと思っていますので、その辺りの情報もあわせていただいたい大店の時までには情報をいただければと。

設置者

その整備を踏まえて交差点と入り口の処理について、配慮していきたいというふうに動いています。

山田会長

私のほうから三点、新設予定地の申請した理由を。

これを別に書き直してほしいということではないんですが、私ならこう書いた方がいいかなと思う事を、ちょっと述べたいと思うんですが。

登米の中心市街地の特性を考えると中心市街地はわりと交通が混雑しているんですよ。どちらかという東側と西側が分断されていて、バイパスができてはいるんですが、分断されていて、それで、既存のヨークはどちらからという西の方から利用者が多い、それから、今回設置されるのは、東の方の東和とかあっちの方の皆さんを受け入れられると。したがってここに併設した、と。それから、バス路線も多分というか佐沼にむけたバス路線が多いですよ。佐沼を通過してというのが、たまにはあると思うんですが、基本的には東の路線は佐沼、西の路線も佐沼で止まる、だからそういった構造になっていることを考えると、既存のヨークと今回設置するヨークと、ヨークの存在意義みたいなものを少し解けるような気がするんで、そうした書き方をした方が、余計なお世話かもしれませんがいいのかなと思いました。

それから、もう一つには、コンパクトシティというかコンパクトなまちづくりの話があったんですが、登米におけるコンパクトシティの考え方を少し整理しないと、いわゆるもう少し大きな活気的な都市のコンパクトシティと、こういう10数町村が合併した中央地方都市のコンパクトシティの考え方をこら辺で整理しないと。なかなかこの問題というのは議論できなくて。当然、佐沼だけを考えれば当然コンパクトではないんじゃないかと。

それから、既存の部分についてのことをどう考えるかということについて、もう少しこれは市自身が、これは登米市だけではないんですが、コンパクトシティ、地方都市における考え方を整備しておく必要があるなと思います。これは冒頭のところで申し上げましたが、この条例が必ずしも県内のあらゆる地域に適合するという内容になっているのかどうかと、若干、疑問に感じているところですので、今、新たな課題としては合併都市、コンパクトなもの考え方を整理した方がいいかなと。

ついでに、もう一つご質問させていただきたいんですが、1ページの5の床面積、店舗面積のところ。これが18ページの表面積と違うんですが、これは合わせていただいた方がいいですね。

事務局

テナント棟というのが物販店舗ということですね。

山田会長

これについてはテナント棟の表現を変えるのか、物販店舗の表現を変えるのか整理してください。

他には。

千葉委員

今のところテナントはまだ未定ですか。業種は決まっているんですか。ホームセンターと・・・

設置者

まだ決定ではございません。

いくつかの候補は上がっているんですけども。はい。そういう状況でございます。

千葉委員

物販でないサービスというのは。具体的には。どんなイメージですか。

設置者

飲食、美容室、コインランドリー、歯医者さんとか。そんな感じになります。

千葉委員

まあ物販ではないけれども、そこにくるお客さんがくる車もあるということですね。

山田会長

もう一ついいですか。住民説明会されている時なんですが、石森から中田にも商店街、それなりにありますけれども、商店の方はこの説明会には参加されていたんでしょうか。

設置者

そうですね。今回かなりの人数が・・・72名ですね、いらっしゃってましたので、この近隣の方々に他に商店を営んでいる方であったり、建設関係の方とか。説明会が終わった後

いろんな、ここには書いてないのですが、説明会后にテナントは決まったんでしょうとか、そんなお話はありましたが。

山田会長

さっきのコンパクトシティとか、既存の商店街の影響のことを考えますと、県のご質問によるのかもしれませんが、もう少しどういふその、名前は必要ないんですけども、どういふタイプの方からご意見がでた、そして、商店街の方からどうだと、もうすこし実施状況に対するコメントがあると説得力というかわかりやすいんじゃないかなと。今後のことになるのかもしれませんが、今回も説明会の資料がもしあるならば、そういうことをすこしできるような配慮をしていただけるとほんとはいいかなと思います。

徳永委員

ふれあいセンターというのは、16ページの地図で言うとどの辺にあるんでしょうか。

設置者

16ページの地図でいきますと、計画地からすこし北側に行っていただいて、1キロメートルくらい、ミニストップって書いてあるその通りを北側にいったところになります。大体、1キロメートルくらい。

山田会長

いくつかお話させていただいたと思いますが、他にはみなさんからご質問、ご意見などは。では、先ほど地域貢献の話もありましたが、地域貢献について、行政であるとか、農協とか、そういったところからご要望とかご意見というのはなかったんですか。

設置者

これまで、何度かJAさんとは面談していただきまして、その中で市場、商品ですね。ですからこのへんの協力してほしいと。それに対しての既存店なんかも地場野菜以外でもそういった店舗はいっぱいございますので、そういう点は是非、進めさせてくださいという話はしております。

山田会長

他のものは特になにですか。

設置者

役場さんとは進めております。

山田会長

こちらからお話を伺うのは、以上でよろしいですか。

では、設置者の方は退席していただいてよろしいでしょうか。本日はどうもありがとうございました。

(2)届出に対する県の意見の調整について

山田会長

それでは、ここからは届出に対する県の意見案について審議していきます。まず、事務局から意見案についての説明をお願いいたします。

※資料4に基づいて県の意見案について説明

山田会長

県の意見については意見なし、ということですが皆様どうでしょうか。

千葉委員

結果的にこれは（出店計画を）認めることになると思いますが、意見なし、としていいものか。特に集約的まちづくりを考えたときに、これは集約的なまちづくりと言えない、拡大を間違はなくしている。周りに住宅地ができていることからその人達にとってみれば便利だというのは当然なんです。この規模の大型店が周囲1キロの商圈で商売が成り立つわけではないから、もっと広い範囲からお客さんを呼ぶことになる。ヨークベニマル側でもこれだけ多くの駐車場を用意していることから、そういう計算はしているはず。そうなると周囲に既存の他の商業施設がある中でここに設置されると拡大につながってしまう。ダメ、とは言えないけど何も言わずにいるとこの流れを黙認してしまうことになる。まさに前世紀の立地展開をまだやっている、ということになるんですよね。そこについては何か言っておかないとまずいのではないかなあと思うのですよ。

徳永委員

今の意見に関連してということになるのですが、登米市のまちづくりが見えないんですよ。先ほど登米市のマスタープランでどのくらい絵を描いているのかという質問をしましたが、一応図面はあるようですが、そこで計画地が商業・業務ゾーンとして位置づけられていることになっているんですが、この絵がどの程度の精度で描かれているのか気になるんですけども。それプラス、先ほど聞いた北部道路についてですが、ここに宮城県北幹線道路という名称の道路、これは詳細が出ているはずですから、これに伴って、都市計画をちゃんと議論されているのか。登米市の考えているまちづくりの方向性と本当にあってい

るのか。そのあたりが今日の資料だと見えないという感じがします。

山田会長

それと合わせて、表現がちょっと不親切ですね。適合していると記載されていますが、どこがどのように適合しているのか、例えば農振除外の手続きはどのような理由で手続きを行い計画に至ったのか。除外された、だけでは中身がわかりませんよね。書き方について指導して欲しいというのが一つありますね。

それからもう一つ、設置される地方自治体の意識が判断できないですね。例えば、この施設ができることでまちにどのようなメリットが生まれるのか、出店がまちづくりにおいてどのような位置づけになるのか、その辺をもう少し立地市が責任を持って判断して欲しい・・・と思いますが、これはどこに言うべき意見でしょうか。

少し整理しますと、これは意見なしとすることは、今までの例からすると、それは構わないと思いますが、少なくともバスの問題などでこうして欲しいとか、あるいは今後の交通状況の変化などで交通処理をどうするかなどは、その辺については付帯意見をつけていただきたいと思います。それから、コンパクトなまちづくりの方針を、これは誰に言えばいいものか悩みますが、議論して欲しいと思いますが・・・設置者には言えませんよね。となると（設置者には）交通関係の事だけでしょうかね。表現については皆さんと調整できればと思うのですが。

何かコンパクトなまちづくりの観点から他に意見に付すべきというものがありますか。

千葉委員

市側に対して、そもそもどのように考えているのか、これが良い・悪いかどうかを言いたいですね。

徳永委員

ヨークベニマルの既存店の話がありますが、（接続している国道は）他業者の商業施設が等間隔でかなり配置されています。その中でスーパーとホームセンターが一緒になっているこの施設は休日にはかなりの集客力を持つだろうと思われる。平日はあまり混まないというか、おそらく客さんはそれぞれの近場の店へ行くのだろうなどは思いますが・・・。そうした状況で共倒れのようなことにならないかという懸念はあります。

山田会長

そうした地域の状況のなかで、どのように持続的な経営を続けていくのか、もう少しお聞きしたいという思いはありますね。ただ、そうした意見は取り込むことができるかなという問題はありますね。

加藤委員

これは大店立地法の審議にはかかりますか。

事務局

かかります。

山田会長

せめてこうした意見が出たということを伝える、公表できるといいと思いますが。

徳永委員

条例のできる範囲ですとここまででしょうかね。

千葉委員

文章として“立地誘導地域には当たらないが良い”という理屈が難しいところですね。

徳永委員

基本的な方向のカッコ書きの部分がなければまだいいんですが。拡大志向からの転換と
いうのがあるので、適合とは言えないですね。

山田会長

そうですね。前回は近い話が出ましたが、この枠組み自体を検討し直す時期に来ている
のかなと思います。

徳永委員

あと細かい話なんですけど、交通のところではバスが48本とありますが、資料を見る
限りそのようになっていないと思いますが。

山田会長

資料の間違いということでしょうかね。

徳永委員

さらに言えば、このバスの本数のほとんどは学生の通学用と考えられますので利用できる
本数としてカウントしていいものか、ということもあります。

佐々木課長

ちょっとよろしいでしょうか。ここまでの委員の皆様からのご指摘で付帯意見をこうす

べきではないか、あるいは登米市のまちづくりはどうなっているのか、調整すべきことがございます。しかしまた後日お集まりいただくことは難しいと思いますので、県からの意見はなしとしまして、調整事項につきましては事務局にて設置者、登米市などに聞き取りを行い、その結果を文書などで委員の先生方とやり取りを行い、付帯意見の部分を調整させていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山田会長

その時にコンパクトなまちづくりに関することないし登米市まちづくりに関すること、そういった問題をどう取り扱っていくかという問題については、記憶にとどめるしかないのでしょうか。設置者に言っても仕方のないことですからね。

徳永委員

設置者に言うことではないですね。幹線道路沿いに商業ゾーンの色を塗るのは止めてもらいたいということは言いたいですね。

山田会長

この問題は設置者も自治体も問題があると思っています。

徳永委員

幹線道路沿いだと何でも OK になってしまうんですね。

山田会長

あとは今日のご意見の中で設置者に申し上げておいたほうがよろしいこと。また地方自治体に対するものとして何か記述しておいて今後の議論の参考にしていただきたいと思うのですが、これは何か可能ですか。ただの申し送りではもの足りないですね。

佐々木課長

そこについても検討させていただきます。

山田会長

今後委員の構成が変わってもこうした議論がされて、審議会に対して、あるいは地方自治体に対して、こういう考え方が大事だと提示されたことを表現していただきたい。

佐々木課長

承知しました。

山田会長

整理しますと、意見についてはなしとして、付帯意見を調整する。審議会や自治体への意見については記録の方法についても検討していただく。これを結論としてよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

では、今日の審議についてはそれでよろしいでしょうか。

(3)地域貢献活動

山田会長

次に地域貢献活動の活動状況の報告についてお願いします。

※資料5にもとづいて説明

山田会長

25年度の数値が高くて、26年度の数値が落ちているようですがどういうことでしょうか。

事務局

平成22年度から制度を開始しており、計画は3年ごとに策定する決まりがあるため、第2期の策定となる年にあたり25年度は、計画の策定をすると同時に24年度の実績報告も一緒に行ったため、提出率が高いものと推測されます。

加藤委員

震災の影響により実施率が落ちたということはないのでしょうか

事務局

あくまで資料は書類の提出率となっており、実績報告を行っていなくても活動はしている業者もあると思います。

加藤委員

報告書の提出義務はないのでしょうか。

事務局

提出は義務となっておりますが、提出しなかったことに対する罰則はありません。

徳永委員

25年度から計画が落ちているのは2期になってから計画を策定していない業者がいるということでしょうか。

事務局

あるいは単純に計画の提出を忘れているのか……。

山田会長

審議の際に地域貢献活動がパターン化されていて、地域に本当に求められているものをしていないのではないかという指摘がありました。ここについては我々から言うよりも自治体がしっかり協議して欲しいですね。他にはよろしいですか。

では事務局に一度お返しします。

4 次回の日程調整について

※欠席委員もいるため、後日事務局で調整

5 閉会

司会

それでは、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。